千葉市生成ＡＩの活用に関するガイドライン
第2.0版

令和５年１１月　１日　策定
令和８年１１月　１日　改正
千葉市総務局情報経営部

本ガイドラインは、生成ＡＩを導入するに当たって、千葉市情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）を遵守した上で、業務の効率化と市民サービスの向上に繋げるために、導入のルールや利用に関する遵守事項等必要な事項を定めたものです。

利用に当たっては、本ガイドラインのほか、セキュリティポリシーをはじめとした各種規程を遵守し、適正な利用に努めてください。

なお、本ガイドラインは、生成ＡＩの機能、環境、活用等の状況や変化に合わせ、適宜見直しを行います。

各所属における生成ＡＩの利用にあたり、新たなリスクが発生するなど、適切な運用を行うことが困難と判断した場合には、一時的に利用を停止することがあります。

１　利用可能な生成ＡＩ

生成ＡＩを利用する場合は、**利用者が質問した内容を生成ＡＩの学習に使用しないものであること**又は**学習に使用することを制限する機能を有するものであって、当該機能が有効な状態で使用すること**を原則とします。

また、本市として安全性を確認した生成ＡＩ※については、機密性３までの情報資産を取り扱うことができます。ただし、個人情報を取り扱う場合には、情報セキュリティ管理者（局区長等）が業務単位で承認した場合に限ることとし、取り扱う個人情報に変更がある場合等には改めて承認を得ることとします。

※　各部門において個別に導入する生成ＡＩにおいて機密性２以上の情報を利用する場合は、あらかじめ業務改革推進課に協議の上、情報セキュリティ管理者（局区長等）の承認を受ける必要があります。

２　利用に当たって懸念されるリスク

生成ＡＩの利用に当たって懸念されるリスクは、次のとおりです。利用する際には、内容を十分に確認してください。

（１）入力上のリスク

ア　個人情報や機密情報の漏洩

生成ＡＩの学習に制限を加えた場合であっても、情報漏洩のリスクがあるため、入力する情報には注意が必要です。

（２）生成物におけるリスク

ア　誤情報の生成

生成ＡＩは、その特性上、必ずしも正しい事実を出力するとは限りません。

また、生成される結果は一見正しく見える内容であることもありますので、必ず生成された結果は複数人の目で確認してから利用してください。

イ　他者著作物の引用による権利侵害

生成ＡＩは、インターネット上の情報を学習して、それらのデータから最も質問内容に適切な回答を生成します。

このとき、他者著作物がそのまま結果に出力されることがありますので、著作権違反などの権利侵害を行わないよう、アと併せて確認するようにしてください。

３　禁止事項

次の事項については、情報セキュリティその他のリスクを考慮して禁止とします。

（１）　市として安全性を確認していない生成ＡＩに、個人情報や直ちに一般に公表することを前提としていない情報など、機密性２以上の情報を入力すること

（２）　情報セキュリティ管理者（局区長等）が業務単位で承認した場合を除き、個人情報を入力すること

（３）　職員が確認しないまま、生成ＡＩの回答をそのまま使用すること

４　利用に当たっての遵守事項

本市で生成ＡＩを利用するに当たって、次の遵守すべき事項を定めますので、十分に留意して利用するようにしてください。

（１）セキュリティポリシーをはじめとした、本ガイドライン以外の各種規程についても遵守して利用してください。

（２）生成ＡＩの利用に当たっては、「２　利用に当たって懸念されるリスク」で述べたリスクが確認されていますので、利用時には十分注意するとともに、生成した回答を文書等に使用する場合には必ず複数の職員で確認し、必要な修正を行ってから使用するようにしてください。

（３）生成ＡＩが生成した文章や画像を変更することなく対外的に使用する場合は、使用する文書等に対して、次の記載例のように「生成ＡＩにより作成したもの」であることを明記してください。なお、必要な修正又は加筆等を行った上で使用する場合は、明記は不要です。

【記載例】
生成文章や画像を変更することなく、そのまま使用した場合
「本通知は、一部文章において生成ＡＩが生成した文章を使用しております。」

（4）利用に当たって運用上の問題が発生した場合は、直ちに所属長に報告してください。

５　利用可能な業務

本ガイドラインを遵守する範囲で、すべての業務に利用可能とします。